

## 高知県交通安全協会ホームページ広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高知県交通安全協会広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、高知県交通安全協会（以下「協会」という。）が管理するホームページ（以下「協会ホームページ」という。）に「バナー広告」を掲載するに際して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「バナー広告」とは、協会ホームページ上に、「バナー（banner）」と呼ぶ他のホームページにリンク（連結）する役割を持つ「画像」を配置し、その画像をクリック（押下）することによって、広告主の指定するホームページを表示する手法をいう。

### (広告の掲載位置及び規格等)

第3条 バナー広告の掲載位置及び枠数、運用方式、規格、禁止事項等、料金については、別表「バナー広告掲載基準」のとおりである。

### (広告主の募集)

第4条 協会は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を公募するものとする。

2 前項の公募に当たり、協会ホームページ等を通じて告知するものとする。

### (広告掲載の申込み等)

第5条 広告主となろうとする者は、別紙「高知県交通安全協会ホームページ広告掲載申込書（以下「申込書」という。）」により、協会会長に対しバナー広告掲載を申し込むものとする。

### (申込み内容の審査)

第6条 協会事務局は、「要綱」第5条に基づき、申込書内容を審査し、広告主としての適格性及び掲載の可否を決定するものとする。

### (広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、原則として1年単位とし、複数年の広告掲載の申込みがあったときは、その掲載期間を複数年とすることができる。

2 広告掲載開始日は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告掲載終了日は、原則として当該広告を掲載した日の前日の1年後とする。

4 広告掲載開始日又は広告掲載終了日が、次に掲げる日に当たる場合は、当該期日を過ぎた平日とする。

(1) 日曜日又は土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）

（広告掲載の優先順位）

第8条 協会は、第5条の規定により申込みがあったときは、協会のホームページという性格上、交通安全に寄与する広告の掲載を優先させるものとする。

（広告の作成及び提出）

第9条 掲載する広告は、広告主が第3条の規定に基づき、別表「バナー広告掲載基準」に従って作成するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 作成した広告は、当該広告掲載開始日から起算して2週間前の日までに協会に提出し、協会の審査を受けるものとする。
- 4 協会事務局は、前項の規定により提出された広告内容等が、会長が定める高知県交通安全協会広告事業の実施に関する掲載基準及びバナー広告掲載基準に反していないことについて、第6条に基づく審査を行い、承認したものを掲載するものとする。

（広告掲載の方法）

第10条 協会は、前条の規定により提出され、承認を受けた広告を、原則として広告掲載開始の前日の午後1時から午後5時までに掲載するものとする。

- 2 協会は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の午後1時から午後5時までに取り除くものとする。

（広告内容等の修正）

第11条 協会は、広告内容等が、各種法令若しくはこの要領等に違反している又は違反のおそれがある若しくは誤りがある等と判断したときは、いつでも広告主に対して広告内容等の修正を求めることができる。

（広告内容等の変更）

第12条 広告主は、契約の期間内において、広告内容等を原則として半年単位で変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとするときは、協会とあらかじめ協議した上で、第9条の規定に準じて広告を作成し提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告内容等の修正については、前条の規定を準用する。

(広告掲載の取消し)

第13条 協会は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反している又は内容に誤りがあると判断したとき。

(2) その他、協会として広告掲載の継続が適切でないと判断したとき。

2 掲載期間中に取消しがあった場合の広告料金については、取消理由を問わず返金しないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、広告の掲載を取下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、書面により協会に申し出なければならない。

3 掲載期間中に取下げがあった場合の広告料金については、前条を準用する。

(リンク先の変更)

第15条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して2週間前までに協会に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、指定したリンク先のホームページの内容その他、広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負う。

2 バナー広告の掲載により、協会及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

附則

この要領は、平成26年11月10日から施行する。

別記様式

高知県交通安全協会ホームページ広告掲載申込書

平成 年 月 日

一般社団法人高知県交通安全協会  
会 長 様

広告掲載申込者  
住所(所在地)  
名 称  
代表者職・氏名  
担当者職・氏名  
電 話 番 号

高知県交通安全協会ホームページへの広告掲載について、高知県交通安全協会広告事業実施要綱、高知県交通安全協会広告事業の実施に関する基準、高知県交通安全協会ホームページ広告掲載要領を遵守の上、次のとおり申し込みます。

広告掲載期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
掲載する広告 の 概 要	1 会社(事業所)名  2 その他
確 認 欄	1 一交通ルールを遵守し・正しい交通マナーを実践している会社(事業所)である。 (はい、いいえ)  2 飲酒運転の撲滅運動に取り組んでいる会社(事業所)である。 (はい、いいえ)  3 暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に関与していない会社(事業所)である。 (はい、いいえ)  ※「はい」か「いいえ」かを○囲み

- (注) 1 原則1年単位。複数年掲載も可能です。  
2 本申込書記載内容に虚偽等があった場合、広告の掲載を中止し、それに伴い生じる経費を負担しなければならない場合があります。

## バナー広告掲載基準

項 目	内 容						
〔要領第3条〕 ○広告の掲載位置	協会ホームページ(PDF形式で貼付するページを除く)右部にバナーを縦長に配置						
○広告の枠数	50枠 (縦一列に5枠×10組)						
○広告の運用方式	一定時間で5枠10組が連続的に切り替わる方式で運用						
○広告の規格	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>大きさ</td> <td>・ 180ピクセル×60ピクセル</td> </tr> <tr> <td>形式</td> <td>・ G I F、J P E G ・ アニメ不可</td> </tr> <tr> <td>データ容量</td> <td>・ 8キロバイト以下</td> </tr> </tbody> </table>	大きさ	・ 180ピクセル×60ピクセル	形式	・ G I F、J P E G ・ アニメ不可	データ容量	・ 8キロバイト以下
大きさ	・ 180ピクセル×60ピクセル						
形式	・ G I F、J P E G ・ アニメ不可						
データ容量	・ 8キロバイト以下						
○広告の禁止表現等	① 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの ② 広告の表現、動き、配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの ③ その他広告の表現として適当でないと認められるもの						
○広告の料金	1枠 1年間 20,000円						